

安政四年北野屋三郎兵衛安宅澗改役申付状

(書き下し文)

北野屋
三郎兵衛

右之者安宅澗改役

申付組合頭并人足才許

之儀ハ令免許候条此段

可申渡もの也

巳
十月廿四日 野村傳兵衛〔禮喬〕印

安宅
町年寄中

(読み)

きたのや

さぶろうべえ

みぎのものあたかうるまあらためやく

もうしつけくみあいがしらならびににんそくさいきよ

のぎはめんきよせしめそうろうじょうこのだん

もうしわたすべくものなり

み(安政四年Ⅱ一八五七)

じゅうがつにじゅうよつか

のむらでんべえ

あたか

まちどしよりじゅう

卯三月安宅町渡海船舟往来切手御渡願

(書き下し文)

安宅町渡海船船往来御切手

式拾壹枚願出申ニ付御達申

上候御聞届夫々御印章を以

鶴来屋駒太郎方江御渡

可被下候以上

卯

町年寄

正月十七日(印)

治郎兵衛(印)

同並

六兵衛(印)

御奉行所

(読み)

あたかまちとかいせんふねおうらいおんきって

にじゅういちまいねがいでもうすにつきおたっしもうし

あげそうろうおききとどけそれぞれいんしょうをもつて

つるぎやこまたろうかたへおわたし

くださるべくそうろういじょう

う(慶応三年〓一八六七)

しょうがつじゅうしちにち

まちどしより

じろうべえ

どうなみ

ろくべえ

おんぶぎょうしょ

安政四年金津屋勇藏大坂表越年願

(書き下し文)

私共同役金津屋勇藏儀先達而御暇奉願渡海船江
罷出申候處大坂表ニ商用御座候ニ付無據彼地ニ
越年仕度ニ付越年御暇願之儀私共迄申越候間
此段御聞届被為下候様私共方奉願上候以上

巳

十二月廿九日(印)

安宅町年寄

七左衛門(印)

同

八郎兵衛(印)

同横目

平兵衛(印)

御奉行所

(読み)

わたくしどもどうやくなづやゆうぞうぎせんだつておひまねがいたてまつりとかいせんへ
まかりでもうしそろうところおおさかおもてにしょうようござそろうにつきよんどころなきかのち
に

えつねんつかまつりたつにつきえつねんおひまねがいのぎわたしどもまでもうしこしそろうあいだ
このだんおききとどけくだせられそろうようわたしどもよりねがいあげたてまつりそろういじよう

み(安政四年〓一八五七)

じゅうにがつにじゅうくにち

あたかまちどしより

しちざえもん

どう

はちろうべえ

どうよこめ

へいべえ

おんぶぎようしよ

嘉永五年越後新潟船頭水主稼願

(書き下し文)

聞届

安宅町牧屋
四郎右衛門
同小倉屋
清兵衛
同釜屋
伊右衛門
同与三治屋七右衛門弟
長七
同沖屋
与三右衛門
同圓地屋
与三四郎
同東屋
九郎兵衛
同鉄炮屋
次吉

右私共組之内牧屋四郎右衛門等八人
越後新潟越前屋太兵衛方江船頭
水主ニ被雇罷越度旨奉願候間
他国稼之義御聞届可被下候尤
他国ニ居留り不申旨等御縮方之儀
私共嚴重申付置候為其私共印形
仕上之申候以上

壬子
正月

組合頭北野屋
三郎兵衛(印)
同釜屋
七右衛門(印)
同和氣屋
仁右衛門(印)
同金津屋
長四郎(印)
同甚座屋
五郎兵衛(印)
同矢座屋
与兵衛(印)
同茶碗屋
与三郎(印)
同矢地屋
長四郎(印)
同矢地屋
吉郎兵衛(印)
同見津屋
茂兵衛(印)

小松町
御會所

(奥書)

右牧屋四郎右衛門等八人他国稼之儀
願出候ニ付取次上之申候以上

肝煎
兵次(印)
同
理右衛門(印)

(読み)

ききとどけ
あたかまちまきや
しろううえもん
どうおぐらや
せいべえ
どうかまや
いうえもん
どうよそじやしちうえもんおとうと
ちようしち
どうおきや
よそうえもん
どうえんちや
よそしろう
どうひがしや
くろうべえ
どうてつぽうや
じきち

みぎわたくしどもくみのうちまきやしろううえもんなどはちにん
えちごにいがたえちぜんやたへえかたへせんどう
かこにやとわれまかりこしたくむねねがいたてまつりそうろうあいだ
たこくかせぎのぎおききとどけくださるべくそうろうもつとも
たこくにおりとどまりもうさずむねなどおしまりかたのぎ
わたくしどもげんじゅうもうしつけおきそうろうそのためわたくしどもいんぎよう
つかまつりこれをあげもうしそうろういじよう

じんしへみずのえね(嘉永五年〓一八五二)

しょうがつ
くみあいがしらきたのや
さぶろうべえ
どうかまや
しちうえもん
どうわけや
じんうえもん
どうかなづや
ちようしろう
どうじんざや
ごろうべえ
どうやざや
よへえ
どうちやわんや
よさぶろう
どうやちや
ちようしろう
どうやちや
きちろうべえ
どうみつや
もへえ

こまつまち
おんかいしよ

みぎまきやしろううえもんなどはちにんたこくかせぎのぎ
ねがいでそうろうにつきとりつぎこれをあげもうしそうろういじよう

きもいり
へいじ
どう
りうえもん

戌七月安宅町肝煎理右衛門山中村湯治願

（書き下し文）

聞届

私義持病之疝氣ニ而難義仕候ニ付江沼郡山中村江

湯治仕度奉存候間明六日方廿日迄御暇被為

仰付被下候様奉願上候以上

ちゑ

戌

安宅町肝煎

七月五日

理右衛門（印）

町

御會所

（読み）

きぎとどけ

わたくしぎじびょうのせんきにてなんぎつかまつりそうろうにつきえぬまぐんやまなかむらへ
とうじつかまつりたくぞんじたてまつりそうろうあいだみようむいかよりはつかまでおひま
おおせつけさせられくだされそうろうようねがいあげたてまつりそうろういじよう

いぬ（文久二年＝一八六二）

しちがついつか

あたかまちきもいり

りうえもん

まち

おんかいしよ

安政四年北野屋三郎兵衛安宅澗改役申付状

（解説）

澗改役は、安宅湊に入って来た船や積み荷のチェック、税を取るなどの湊に関わる役目に携わる。町の体制は、町政の責任者が「小松町奉行」、その下が「町年寄」→「町肝煎」→「組合頭」→「十人組」と続く。組は、道を挟んで十軒ほどで一つの組をつくる。この組が十組前後を合わせて、十人組を形成し、これをまとめるのが組合頭。この文書の野村傳兵衛は小松町奉行になる。

「巳」だけで何故この文書の年代が、「安政四年」と特定できたか、小松町奉行の野村傳兵衛の在任期間より割り出した。すなわち、傳兵衛は、安政三年九月二十九日に小松町奉行に任ぜられ、文久三年二月一日に退いている。この期間の「巳年」を調べると、「安政四年」になる。

文書の内容は、安宅町に置かれている澗改役を北野屋三郎兵衛に任じ、これまで就いていた組合頭と人足才許の役目はしなくてもよいとの小松町奉行からの申付状。

卯三月安宅町渡海船舟往来切手御渡願

（解説）

「北前船」は後世に付けた語。当時は、この文書では、「渡海船」と呼んでいる。

当時、船で全国を回るには、「切手」が必要であった。この文書はその切手の発行を願い出た文書。

この願い出に対して結果はどうだったのかは日付の下を押印でわかる。これは小松町奉行所の印で、この印が押されたということは、「許可」されたことを意味する。

安政四年金津屋勇藏大坂表越年願

（解説）

内容は、町年寄の金津屋勇藏が、渡海船で、大阪へ商用に行ったが、年を越すことになったため。越年の許可を願い出たもの。日付の下に奉行所の押印があるので許可された。

この文書から、当時の安宅の商人はどこへ商用に出掛けていたのか行き先がわかる。この文書から大坂に行っていたことがわかるが、その他、新潟、佐渡も出向いている。

嘉永五年越後新潟船頭水主稼願

（解説）

内容は、安宅町の牧屋四郎右衛門ら八人が、越後新潟の越前屋太兵衛方へ船頭や水主として雇われるため、他国へ稼ぎに出ることへの許可を奉行所に願い出た文書。結果は、一行目上に、「聞届」の印があるので、承諾を得た。

戌七月安宅町肝煎理右衛門山中村湯治願

（解説）

安宅町肝煎の理右衛門は持病の疝気（腹痛）が治らないので七月六日より二十日まで、山中村へ湯治に行きたく、その許可を奉行所に願い出た文書。「聞届」の印があるので許可された。